

令和5年度 呉市立豊浜中学校生徒指導規程

生徒指導部

この規程は、呉市立豊浜中学校の学校教育目標『自ら考え主体的に学び表現する児童生徒の育成～郷土に誇りを持ち、理想の実現をめざす～』を達成する為のものである。本校生徒が豊浜中学校の生徒である自覚を持って、自主的・自律的に責任ある行動をとることで、充実した学校生活を送ることに必要な事項を次に定める。

(※①厳守する（ルール） ②努力義務 ③推奨する に分けて表示する)

1 礼儀やマナーに関すること

○より良い人間関係を築き、社会の一員としての自覚を持って行動するようとする

(1) あいさつについて

③ 校内では、先生や生徒、来訪者に対して気持ちのよいあいさつや会釈を交わす。

(2) 言葉遣いについて

② 正しく丁寧な言葉遣いに留意する。

② 相手の立場や様子をふまえて、言葉をかけるようにする。（目上の人には敬語を用いる）

2 学校生活に関すること

○安心・安全な学校生活をおくるために心がけること

(1) 登下校について

① 7時半～8時10分までに登校し、教室の自分の席についておく。

① 欠席・遅刻・早退は保護者を通して届ける。

① バス通学者はバス利用のマナーを守り、他の利用客に迷惑をかけない。

① 完全下校時間は、2月初旬頃～10月末頃は、17：30

その他は臨時バス運行により、11月初旬～1月末頃は、17：00（※臨時バス運行期間は多少前後する）

① 登下校での自転車使用は禁止とする。

① 登下校は交通ルール（右側通行など）を守り通学路を通る。

(2) 職員室や特別教室の入退室などについて

② ノックをして返事を聞いてから戸を開け、きちんとあいさつして用件を伝える。用事が済み次第静かに退室する。

(3) 校舎・校内備品等公共物の扱いについて

① 特別教室や準備室などの入室が必要な場合は許可を受けること。

② 校舎・校具・用具などの公共物は大切に扱うこと。万が一、紛失や破損した場合は速やかに届け出ること。

(4) 授業について

① ベル着を守る。授業に遅刻したときは理由を報告する。

① 授業中は私語をしない。忘れ物をしない。

② 先生の話をしっかりと聴き、じっくり考え、はつきり発表するようにする。

(5) 給食について

- ① 給食準備中は、当番は衛生管理と食中毒防止のためエプロン・帽子・マスクを着用する。
- ② 当番以外は、図書室で待機する。
- ③ 時間内に食事を終えるように努力する。

(6) 清掃について

- ② 担当場所で時間いっぱい清掃を行う。

(7) 保健室の利用について

- ① 授業中の保健室の利用は先生の許可が必要である。付き添いが必要な時も同様である。
- ① 保健室での休養は、原則1時間までとする。1時間休んでも授業に出ることができない場合は、保護者に連絡を行い来校してもらい早退して家庭で休養する。

(8) 心のコントロールが上手くできないとき

- ③ 保健室での経過を経て、心のコントロールが上手くいかない時、指定された別室を使用することができる。

(9) 部活動について

- ① 生徒はいずれかの部活動に所属し、3年間活動する。原則として、転部や退部はできない。
- ① 部内でルール違反（喫煙、飲酒、暴力など）があった場合、一定期間活動停止や対外試合の禁止の処分を行う。活動停止期間中は校内奉仕作業をする。
- ② 体調不良や用事などで、活動を休んだり遅れたりする場合は、必ず本人が顧問の先生に連絡すること。
- ② 活動終了後、後片付けをして更衣を行った後下校すること。

3 身だしなみに関するこ

○普段から清潔感のある身だしなみを心がけること

(1) 服装について

① 学校指定の制服

- | | | | | | |
|------|---|---|---|----|---|
| 男子冬服 | ・ | ・ | ・ | 上衣 | 標準型学生服、白のカッターシャツ |
| | | | | 下衣 | 標準型ズボン（ラップ・すそ長・タック入りなど不可） |
| | | | | | ベルト（黒）を着用 |
| 男子夏服 | ・ | ・ | ・ | 上衣 | 白のカッターシャツ |
| | | | | 下衣 | 標準型ズボン（ラップ・すそ長・タック入りなど不可） |
| | | | | | ベルト（黒）を着用 |
| 女子冬服 | ・ | ・ | ・ | 上衣 | 学校指定のセーラー服、白のスカーフ、
セーラー服の下は白あるいは黒の無地のシャツ |
| | | | | 下衣 | 学校指定の折スカート（膝がかくれる程度の長さ）
学校指定の折スラックス |
| 女子夏服 | ・ | ・ | ・ | 上衣 | 白のカッターシャツ |
| | | | | 下衣 | 学校指定の折スカート（膝がかくれる程度の長さ）
学校指定の折スラックス |

- ① 男子女子ともに、カッターシャツの下は白で無地の下着。
- ① カッターシャツの裾はズボンまたはスカートの中に入れる。
- ① 名札をつける。
- ① 白の靴下（くるぶし上10cm程度）を履く。
- ① 運動靴は白で紐付きのものとする。（ハイカット・ライン・柄・色つきは不可）
- ② 衣替えについては特にきまりを設けていない。気温や自分の体調に合わせて規定の服装を着るようにする。

（2）頭髪について

- ① 目を隠さないようにする。目にかかるときは男子は切る。女子はヘアピン（黒）などで整える。
- ① 男子は前からみて耳が隠れないようにする。後頭部は襟にかからないようにする。
- ① 女子の後ろ髪は上着の肩にかからないようにゴム（黒）で留めるようにする。
- ① 染色や脱色、ペーマや不自然なくせをつけたりしない。整髪料は不可。
- ① 極端な刈り上げやそり込み、段差をつけない。眉毛も細くしない。

（3）防寒具について

- ② 寒さが厳しいときは、セーターやベスト（黒・灰・紺で無地）を着用してもよい。
- ② 学校が許可した期間において、手袋、マフラー、ネックウォーマー（いずれも派手でないもの）、学校指定のウインドブレーカーを防寒具として使用できる。その際、登下校のみの使用とする。（※ウインドブレーカーについては、体調不良時や体育の授業時、部活動時に教職員の許可があれば着用することができる）
- ② 女子は、防寒具としてタイツ（黒）を使用してもよい。（体育の授業等で活動するときは脱ぐ）

※コロナウイルス感染症対策として冬場に換気をする。その防寒対策として、授業中に学校指定のウインドブレーカーと膝掛けを使用できる。

（4）違反について

- ① 服装、頭髪ともに、繰り返し注意、指導しても改善が見られない場合、保護者に連絡し期日を決めて直させるよう指導する。

4 所持品、携帯電話・スマートフォンに関するこ

（1）所持品について

- ① 学生鞄、サブバックは本校指定のものとする。
- ① 学習、部活動に不要なもの（雑誌、漫画、菓子、ゲームなど）を持ってこない。発見した場合は学校で預かり、処分するか後日保護者に返却する。
- ① 必要以上のお金は持ってこない。
(やむを得ない事情で持参したときは担任に預ける)
- ① 飲み物は水、お茶のみ持参可能。水筒またはタオル等にくるんだペットボトルに入れて持ってくること。スポーツドリンクについては熱中症予防として教職員が許可した場合のみ、良しとする。
- ② 自分の持ち物には記名する。

（2）携帯電話・スマートフォンなどについて

- ① 携帯電話・スマートフォンの校内への持ち込み・使用は禁止する。ただし、やむを得ない事情により保護者から申し出があった場合、担任が預かるようにする。無断で持ち込んだ場合は学校で預かり、保護者に来校してもらい返却する。

5 校外生活にすること

○社会の一員としての自覚を持った言動を行うよう心がける

(1) 家庭や地域などについて

- ② 夜間外出や外泊はしない。
- ② 交通ルールを守り、自らの安全に気をつける。また、自転車乗車の際は周りへの配慮を怠らない。
- ③ 登下校時、地域の人に気持ちのよいあいさつをするよう心がける。
- ③ 共に生活している気持ちを大切にして、他人や社会に迷惑をかけないようにする。

(2) カラオケ、ゲームセンター、アルバイトについて

- ① 生徒だけでカラオケ、ゲームセンターなどに立ち寄らない。
- ① アルバイトは原則禁止。

6 特別な指導にすること

○社会で許されることは学校でも許されないことである。問題行動に対しては教育上必要であると認められる場合特別な指導を行う。

○抵触する行為

(1) 法令・法規に違反する行為

- ・ 飲酒・喫煙
- ・ 暴力・威圧・強要行為
- ・ 建造物・器物破損
- ・ 窃盗・万引き
- ・ 性に関するもの
- ・ 薬物乱用
- ・ 交通違反・無免許運転及び乗車
- ・ 刃物等所持
- ・ SNSなどによる個人情報の拡散・個人への誹謗中傷
- ・ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規程等に違反する行為

- ・ 喫煙同席・喫煙準備行為（たばこの所持）
- ・ いじめ
- ・ カンニング
- ・ 家出及び深夜徘徊
- ・ 無断アルバイト
- ・ 暴走族への加入
- ・ 登校後の無断外出・無断早退・エスケープ
- ・ 私語や立ち歩きなどによる授業妨害
- ・ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言・暴力
- ・ 携帯電話・スマートフォンの学校への無断持ち込み・使用
- ・ その他学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

※上記(1)(2)の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合、保護者に報告連携を図り、警察や関係機関とも連携し特別な指導を行う。

◎反省指導

(1) 反省指導の概要

- ・ 説諭
- ・ 学校反省指導（授業反省指導・別室反省指導・校内奉仕活動）
- ・ 家庭反省指導

(2) 反省指導の実施

- ・ 反省指導は、原則として学校反省指導とする。ただし、状況によっては保護者との連携・協議のもと、家庭反省指導を行う場合がある。
- ・ 学校反省指導は、登校させて通常の学校生活をしながら行う授業反省指導と、他の生徒とは異なる日程で別室（和室等）で行う別室反省指導の2段階で実施する。
- ・ 学校反省指導は、担任、生徒指導主事等全教職員で組織的に対応する。
- ・ 別室反省指導は他の生徒への影響がないよう配慮する。

(3) 反省指導の内容

- ・ 別室では反省文を書かせた後、提示した課題等を行わせ提出させる。また、時間ごとに自分で学習活動の記録をつけさせる。そして1日の終わりには反省の内容を振り返らせ、退室前に使用した部屋を清掃させる。
- ・ 別室反省指導期間中にある定期試験については別室で受験させる。

(4) 反省指導の期間

- ・ 反省指導の期間は、その都度協議して決定するが、別室反省指導の目安は、週間（5日）以内とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等の状況により、反省指導期間を変更する場合がある。

(5) 指導後その他

- ・ 別室反省指導後は、通常の学校生活を通して継続観察し実態把握に努める。
- ・ 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加については別途協議を行う。

附則

この規程は令和2年4月1日から適用する。

令和4年4月4日改正

令和5年2月28日改正

令和5年3月31日改正